（会計基準の特例に関する注記）

第百二十八条　指定国際会計基準によって作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準によって財務諸表を作成している旨

二　特定会社に該当する旨及びその理由

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「雑則（第八十七条）」を「企業会計の基準の特例（第八十七条・第八十八条）」に改める。

第一条の見出しを「（適用の一般原則）」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「中間連結財務諸表（」を加え、「（以下「中間連結財務諸表」という」を「又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　連結財務諸表規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第一条の二　国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一　連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二　当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度又は当中間連結会計期間の直前の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によって作成した会社であって、連結財務諸表規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条第十六号中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）」を「連結財務諸表規則」に改める。

第四条第四号中「連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）」を「連結財務諸表の」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　企業会計の基準の特例

（会計基準の特例）

第八十七条　特定会社が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第八十八条　指定国際会計基準によって作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準によって中間連結財務諸表を作成している旨

二　特定会社に該当する旨及びその理由

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　外国会社の中間財務書類（第七十四条―第七十八条）」を「第六章　特定会社の第七章　外国会社の中間財務諸表（第七十四条・第七十五条）中間財務書類（第七十六条―第八十条）」に改める。

第一条の見出しを「（適用の一般原則）」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「中間財務諸表（」を加え、「以下「中間財務諸表」という」を「）又は第七十四条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ」に、「次条」を「第二条」に、「第五章」を「第六章」に改め、同条に次の一項を加える。

3　財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第一条の二　国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。

一　財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二　当中間会計期間の直前の事業年度又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条に見出しとして「（外国会社の特例）」を付し、同条中「第一条の二」を「第一条の三」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七十八条第一項中「第七十五条から前条」を「第七十七条から前条まで」に改め、同条第二項中「第七十五条及び第七十六条」を「第七十七条及び第七十八条」に改め、同条を第八十条とし、第七十四条から第七十七条までを二条ずつ繰り下げる。